

V 通信課程

V－① 教育内容に関する基準

- 通信課程における教育では、精神保健福祉士に必要とされる知識及び技術の理解のみならず、精神保健福祉士に求められている役割や援助対象者の理解等を深めることが重要になることから、専門科目及び演習に係る面接授業を維持しつつ、さらに実習指導に関する面接授業を取り入れて、通信課程の教育方法について充実を図る。
- また、通信課程における実習については、現行、通学課程の半分の時間数で足りることとされていたが、上記と同様の観点から、通学課程と同様の時間数への充実を図る。

(参考) 面接授業及び印刷教材の時間数の考え方

1. 精神保健福祉士の規程(現行と同様)

(A) 面接授業時間数 = 科目時間数 × 10%

(B) 印刷教材時間数 = (科目時間数 × 3) - (A × 3)

2. 社会福祉士の規程(見直し後)

(A) 面接授業時間数 = 科目時間数 × 30% (※演習・実習指導のみ。)

(B) 印刷教材時間数 = (科目時間数 × 3) - A

通信課程における教育内容

	通学課程 (時間数)	一般養成施設			短期養成施設		
		面接授業	印刷教材	実習	面接授業	印刷教材	実習
共通科目	人体の構造と機能及び疾病	30h	/	90h	/	/	/
	心理学理論と心理的支援	30h	/	90h	/	/	/
	社会理論と社会システム	30h	/	90h	/	/	/
	現代社会と福祉	60h	/	180h	/	/	/
	地域福祉の理論と方法	60h	/	180h	/	/	/
	福祉行財政と福祉計画	30h	/	90h	/	/	/
	社会保障	60h	/	180h	/	/	/
	低所得者に対する支援と生活保護制度	30h	/	90h	/	/	/
	保健医療サービス	30h	/	90h	/	/	/
	権利擁護と成年後見制度	30h	/	90h	/	/	/
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度 ※1	30h	/	90h	/	/	/
専門科目	精神疾患とその治療	60h	6h	162h	/	6h	162h
	精神保健の課題と支援	60h	6h	162h	/	6h	162h
	精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ ※2	30h	3h	81h	/	/	/
	精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ	30h	3h	81h	/	3h	81h
	精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120h	12h	324h	/	12h	324h
	精神保健福祉活動を支える制度・サービス	60h	6h	162h	/	6h	162h
	精神障害者の生活支援システム	30h	3h	81h	/	3h	81h
演習・実習	精神保健福祉援助演習Ⅰ ※3	30h	3h	81h	/	/	/
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	60h	6h	162h	/	6h	162h
	精神保健福祉援助実習指導	90h	9h	243h	/	9h	243h
	精神保健福祉援助実習	210h	/	/	210h	/	210h
合計	1,200h	57h	2,799h	210h	51h	1,377h	210h

※1…新たに共通科目に拡大する科目 ※2、3…読み替え可能科目

(参考) 現行の通信課程における教育カリキュラム

※H21年4月共通科目の改定後		通学課程 (時間数)	一般養成施設			短期養成施設		
			面接授業	印刷教材	実習	面接授業	印刷教材	実習
共通科目	人体の構造と機能及び疾病	30h	/	90h	/	/	/	/
	心理学理論と心理的支援	30h	/	90h	/	/	/	/
	社会理論と社会システム	30h	/	90h	/	/	/	/
	現代社会と福祉	60h	/	180h	/	/	180h	/
	地域福祉の理論と方法	60h	/	180h	/	/	180h	/
	福祉行財政と福祉計画	30h	/	90h	/	/	/	/
	社会保障	60h	/	180h	/	/	/	/
	低所得者に対する支援と生活保護制度	30h	/	90h	/	/	/	/
	保健医療サービス	30h	/	90h	/	/	/	/
	権利擁護と成年後見制度	30h	/	90h	/	/	/	/
専門科目	精神医学	60h	6h	162h	/	6h	162h	/
	精神保健学	60h	6h	162h	/	6h	162h	/
	精神科リハビリテーション学	60h	6h	162h	/	6h	162h	/
	精神保健福祉論	90h	9h	243h	/	9h	243h	/
	精神保健福祉援助技術総論 (※)	60h	6h	162h	/	/	/	/
	精神保健福祉援助技術各論	60h	6h	162h	/	6h	162h	/
演習・実習	精神保健福祉援助演習	60h	6h	162h	/	6h	162h	/
	精神保健福祉援助実習	270h	/	/	90h以上	/	/	90h以上
合計		1,110h	45h	2,358h	90h以上	39h	1,413h	90h以上

※…読み替え可能科目

V－② 教育方法に関する基準

- 養成施設の通信課程における教育方法に関する基準については、現行の基準を前提としつつ、面接授業(スクーリング)については、大学等や養成施設等への委託が可能な取扱いとする。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 印刷教材は、別表第〇に定める各科目について、同表に定める時間以上の学習を必要とするものであつて、その内容は次によるものであること。</p> <p>(1) 正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。</p> <p>(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、権威あるものであること。</p> <p>(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。</p> <p>② <u>面接授業は、養成施設等の教員によって行わなければならない。ただし、当該養成施設等が当該面接授業の管理等を確実に行うことができる場合であつて、委託先が次のいずれかに該当する場合については、面接授業を委託することも差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>精神保健福祉士養成施設</u></p> <p>(2) <u>精神保健福祉士の養成を行う大学等</u></p> <p>③ 面接授業の内容は、別表第〇に定めるもの以上であること。</p>	<p>① 印刷教材は、別表第三に定める各科目について、同表に定める時間以上の学習を必要とするものであつて、その内容は次によるものであること。</p> <p>(1) 正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。</p> <p>(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、権威あるものであること。</p> <p>(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。</p> <p>② 面接授業の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。</p>

見直し案

④ 通信課程における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法は、次によること。

(1)通信指導は、計画的に行うこと。

(2)添削指導は、別表第〇に定める各科目について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。

※ 通信課程の学生の評価に当っては、指定規則別表第〇に定める科目毎に、当該授業内容への理解の確認を行う観点から、少なくとも1回以上レポート等の提出を求めるとともに、印刷教材による授業の時間数90時間(印刷教材による授業の時間数が90時間に満たない場合については、当該時間数)につき1回以上の添削指導を行うものとする。(精神保健福祉援助実習及び精神保健福祉援助実習指導は除く。)

⑤ 別表第〇に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人は専任教員であること。

※ 添削指導者

各科目毎の教員の資格要件に該当する者及び現に大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻している者

⑥ 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。

⑦ 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること。

⑧ 実習の内容は、別表第〇に定めるもの以上であること。

現行

③ 通信課程における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法は、次によること。

(1)通信指導は、計画的に行うこと。

(2)添削指導は、別表第三に定める各科目について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。

④ 別表第三に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人は専任教員であること。

⑤ 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。

⑥ 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること。

⑦ 精神保健福祉援助実習が、90時間以上行われること。

V－③ その他の基準の見直し

- 養成施設の通信課程については、現行、事務職員の配置が求められていないが、事務作業等による教員の負担を軽減し、教育へ専念させる観点から、新たに事務職員の配置を義務づけることとする。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<u>事務職員を有すること。</u> <u>ただし、当該事務職員は通信課程における教員と兼務してはならないこと。</u>	規定なし

VI 情報公開

VI 情報公開

- 精神保健福祉士養成施設については、今後、その入学希望者が自らの希望に応じて適切な選択ができるよう、必要な情報を提供していくことが重要であることから、一定の内容について、新たに情報開示を行うものとする。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

1. 現行の要件

- 現行の精神保健福祉士養成施設の指定基準においては、情報開示に係る具体的な規定は定められていないところ。
- しかしながら、社会福祉士の教育内容見直し(平成21年4月施行)の中で、養成施設における情報開示に関する規程が新たに設けられたことを踏まえ、精神保健福祉士養成施設においても同様に規程を設けることとする。

2. 見直し案

(1) 情報開示の項目

- 精神保健福祉士養成施設における情報開示の項目については、他の制度における情報開示の項目を参考としつつ、次のとおり定め、これらの開示を行うものとする。